

(別添2)

ケアプラン指導研修事業実施要綱

1 目的

本事業は、市町村等における保健・医療・福祉の専門家等からなる指導チームが、具体的なケアプランの事例調査及び指導並びにケアプラン作成技術向上のための支援を行い、ケアプラン及びそれに基づく介護サービスの質的な向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

都道府県又は市町村は、事業の全部又は一部を在宅介護支援センター等に委託して実施することができる。

3 事業内容

（1）ケアプラン指導研修チームの設置

都道府県又は市町村は、本事業の円滑な実施を図るため、保健・医療・福祉の専門家などからなる「ケアプラン指導研修チーム」を設置する。

（2）ケアプラン指導研修チームにおける取組

ケアプラン指導研修チームにおいては、次のいずれか又は両方の取組を行う。

- ア 利用者から市町村等に相談のあったケースを中心に、具体的なケアプラン事例について、ケアプラン作成や利用者意向の調整、サービス提供状況などを実地調査し、ケアプラン作成事業又は介護サービス事業者に対して必要な指導、助言を行う。
- イ 地域の介護支援専門員、在宅介護支援センター、介護サービス事業者などを対象として、ケアプラン作成事例検討会を開催し、ケアプラン作成技術の向上や関係者の情報交換・交流を図る。

(3) その他

ケアプラン指導研修チームは、上記の取組を通じて得た知見を基に、必要に応じて、地域におけるケアプランや介護サービスの質の向上に資する方策等について、都道府県又は市町村に対して提言を行う。